

## 東京都台東区立浅草公会堂ホール利用料金の改定等について

### 1 改定の経緯

平成24年6月策定の「区有施設の使用料に関する基本的な考え方」に基づき検証した結果、施設にかかる維持管理経費等から積算した運営原価とホールの利用料金が乖離していることから、利用料金を改定し、条例の一部改正を行うものである。

### 2 条例の一部改正案

#### (1) 利用料金改定の考え方について

令和5年度運営原価と現在のホール利用料金は約24%乖離している。運営原価に見合う利用料金を改定した場合、大幅な増額となり利用者への影響が大きいため、特別区内にある同規模のホール（収容人数1,000名～1,300名）における利用料金の改定状況等を参考に、ホール利用料金の18%相当を増額する。

#### (2) 条例の一部改正について

上記(1)に基づき、条例で規定するホール利用料金を下記のとおり改定する。

(円)

		午前	午後	夜間	全日
平日	新	51,000	158,000	248,000	418,000
	旧	43,000	134,000	210,000	354,000
土休日	新	79,000	217,000	302,000	531,000
	旧	67,000	184,000	256,000	450,000

※利用時間を延長又は早めて利用する際の利用料金についても、同様に改定する。

### 3 今後の予定

令和8年7月1日 改定利用料金適用

第72号議案 東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案									現行								
別表 利用区分及び利用料金									別表 利用区分及び利用料金								
施設別	午前		午後		夜間		全日		施設別	午前		午後		夜間		全日	
	午前9時から午前11時30分まで	土曜日 日曜日 休日	午後零時30分から午後4時まで	土曜日 日曜日 休日	午後5時から午後9時まで	土曜日 日曜日 休日	午前9時から午後9時まで	土曜日 日曜日 休日		午前9時から午前11時30分まで	土曜日 日曜日 休日	午後零時30分から午後4時まで	土曜日 日曜日 休日	午後5時から午後9時まで	土曜日 日曜日 休日	午前9時から午後9時まで	土曜日 日曜日 休日
ホール	51,000 円	79,000 円	158,000 円	217,000 円	248,000 円	302,000 円	418,000 円	531,000 円	ホール	43,000 円	67,000 円	134,000 円	184,000 円	210,000 円	256,000 円	354,000 円	450,000 円
第1集会室 第2集会室 第3集会室	5,500円		6,700円		11,000円		23,200円		第1集会室 第2集会室 第3集会室	5,500円		6,700円		11,000円		23,200円	
展示ホール	1日（午前9時から午後5時まで又は午前10時から午後6時まで）につき 24,400円								展示ホール	1日（午前10時から午後6時まで）につき 24,400円							
付帯設備	付帯設備1単位ごとの利用回数1回につき、1万円を限度として区規則で定める額								付帯設備	付帯設備1単位ごとの利用回数1回につき、1万円を限度として区規則で定める額							
備考 1～5 （略） 6 （3ページのとおり）									備考 1～5 （略） 6 （4ページのとおり）								

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）別表中ホールに係る規定は、令和8年7月1日以後にホールを利用する者の利用料金について適用し、同日前にホールを利用する者の利用料金については、なお従前の例による。
- 新条例別表中展示ホールに係る規定は、令和7年11月1日以後に展示ホールを利用する者の利用料金について適用し、同日前に展示ホールを利用する者の利用料金については、なお従前の例による。

【改 正 案】

6 利用時間を延長し、又は早めて利用する場合は、前後の利用に支障のない限りにおいて利用を承認する。この場合において、当該延長し、又は早めて利用する時間（以下「延長等利用時間」という。）に係る利用料金の額は、次のとおりとする。

(1) ホール

利用区分	午前(午前9時から午前11時30分まで)			午後(午後零時30分から午後4時まで)				夜間(午後5時から午後9時まで)			全日(午前9時から午後9時まで)		
	延長等利用時間	午前8時から午前9時	午前11時30分から午後零時30分	午後零時30分から午後1時30分	午前10時30分から午前11時30分	午前11時30分から午後零時30分	午後4時から午後5時	午後5時から午後6時	午後3時から午後4時	午後4時から午後5時	午後9時から午後10時	午前8時から午前9時	午後9時から午後10時
平日休日等の別	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
平日	31,000円	20,000円	45,000円	20,000円	20,000円	45,000円	61,000円	45,000円	45,000円	92,000円	31,000円	92,000円	
土曜日、日曜日及び休日	47,000円	32,000円	63,000円	32,000円	32,000円	63,000円	75,000円	63,000円	63,000円	114,000円	47,000円	114,000円	

(2) 第1集会室、第2集会室及び第3集会室

利用区分	午前(午前9時から午前11時30分まで)			午後(午後零時30分から午後4時まで)				夜間(午後5時から午後9時まで)			全日(午前9時から午後9時まで)	
延長等利用時間	午前8時から午前9時	午前11時30分から午後零時30分	午後零時30分から午後1時30分	午前10時30分から午前11時30分	午前11時30分から午後零時30分	午後4時から午後5時	午後5時から午後6時	午後3時から午後4時	午後4時から午後5時	午後9時から午後10時	午前8時から午前9時	午後9時から午後10時
利用料金の額	3,300円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,700円	2,200円	2,200円	4,400円	3,300円	4,400円

(3) 展示ホール

利用区分	1日(午前9時から午後5時まで)		1日(午前10時から午後6時まで)	
延長等利用時間	午前8時から午前9時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時から午前10時まで	午後6時から午後10時まで
利用料金の額	3,300円		1時間までごとに3,300円	
			1時間までごとに3,300円	

【現 行】

6 利用時間を延長又は早めて利用する場合は、前後の利用に支障のない限りにおいて利用を承認する。この場合において、当該延長又は早めて利用する時間に係る利用料金の額は、次のとおりとする。

施設別	利用区分	午前9時以前		午前9時から午後零時30分まで		午後零時30分から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		午後9時以降	
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
ホール	1時間以内	26,000円	40,000円	17,000円	27,000円	38,000円	53,000円	52,000円	63,500円	78,000円	97,000円
	1時間をこえ2時間以内			34,000円	54,000円	76,000円	106,000円	104,000円	127,000円		
第1集会室	1時間以内	3,300円		2,200円		2,200円		2,700円		4,400円	
第2集会室	1時間をこえ2時間以内			4,400円		4,400円		5,400円			
第3集会室	1時間以内										
展示ホール	1時間以内			3,300円				3,300円			
	1時間をこえ2時間以内							6,600円			